

消防用設備等点検報告制度



防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、消防法に基づき設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務付けられています。

点検が必要な消防用設備



他にも、「自動火災報知設備・スプリンクラー設備・誘導灯」など、消防法第17条に基づき設置した消防用設備等は点検し、報告する義務があります。

【法令】

- ※ 消防法第17条の3の3（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）
- ※ 罰則 ・点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留（消防法第44条第1号）
・その法人に対しても上記の罰金（消防法第45条第3号＝両罰規定）



点検報告までの流れ

点検の期間

消防用設備等の種類に応じて次のように定められています。

◆ 機器点検（6ヶ月に1回）

消防用設備等の種類に応じ、消防用設備等の適正な配置、損傷、機能について、告示に定める基準に従い、外観又は簡易な操作により確認することをいいます。

◆ 総合点検（1年に1回）

消防用設備等の全部又は一部を告示に定める基準に従い、作動させ、総合的な機能を確認することをいいます。



点検する人

◆ 消防設備士又は消防設備点検資格者

- ① 延べ面積1000㎡以上の防火対象物
- ② 地階又は3階以上の階に特定用途（物品販売店舗、ホテル、病院、飲食店など不特定多数の人が出入りする建物等）があり、かつ、階段が屋内1系統のみのももの（屋外に設けられた階段等であれば免除されます）

◆ 防火対象物の関係者

上記以外の防火対象物（点検をする際は、告示で定められた点検基準に基づいて点検を実施するため、専用の工具や点検機器等の準備が必要となります）



※ **注意事項**

消防用設備等の点検に伴い、消防用設備等を改修又は整備する際に、消防設備士でなければ行えない整備等がありますのでご注意ください。

（例） 消火器の消火薬剤の詰め替えは「消防設備士でなければ行えない整備」に該当します。



点検報告書の作成

点検した結果を点検者一覧表及び点検票に点検者が記入し、消防用設備等点検結果報告書を作成します。

- ◆ 点検結果報告書の種類（平成16年5月31日消防庁告示9号）
 - ・ 別記様式第1 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
 - ・ 別記様式第2 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表
 - ・ 別記様式第3 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表
 - ・ 消防用設備等の種類に応じた点検票（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）



点検報告の期間

- ◆ 特定防火対象物 1年に1回
（例） 物品販売店舗、ホテル、病院、飲食店など不特定多数の人が出入りする建物
- ◆ 非特定防火対象物 3年に1回
（例） 工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校、駐車場など

<法令>

- ◆ 消防法施行規則第31条の6 第3項 第1号及び第2号



報告先

防火対象物の関係者（所有者、管理者、占有者）が、各消防署へ直接提出になります。建物を管轄する消防署又は分署へ提出して下さい。

川越北消防署	川越市神明町48番地4	049-226-7290
南古谷分署	川越市久下戸3528番地1	049-235-0801
川越中央消防署	川越市新宿町2丁目14番地7	049-242-1194
高階分署	川越市砂新田16番地3	049-243-8054
大東分署	川越市南大塚1丁目1番地9	049-245-3119
川越西消防署	川越市伊勢原町5丁目3番地	049-231-1197
名細分署	川越市鯨井589番地1	049-234-0119
川島消防署	川島町平沼888番地	049-297-1979

点検報告の必要性

建物には、消火器や自動火災報知設備等の消防用設備等が設置されていますが、これらは平常時に使用することがないため、いざという時に確実に作動し、機能を発揮するかどうかを、日頃から確認しておくことが重要です。このため、消防法では、消防用設備等の定期的な点検と消防機関への報告を義務付けています。



消防用設備等の点検について、不明な点がありましたら、最寄りの消防署へご相談ください。